

4 女性支援対策

〔現況及び施策の方向〕

昭和31年5月に制定された売春防止法第34条に基づき、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」の保護更生に関する業務を行うための婦人相談所として設置されるとともに、平成13年4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、同年10月から保護命令制度関係の業務を開始し、さらに平成14年4月からは配偶者暴力相談支援センターの機能が付与され、被害者に対する相談業務を行っている。本県では、今後必要なDV対策の取組の方向性を示す「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」を令和3年3月に策定し、県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指している。

なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されたことによって、支援対象者は「困難な状況にある女性」となり、婦人相談所は女性相談支援センター、婦人相談員は女性相談支援員と改称された。本県では、これを踏まえた上で、「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定し、困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を、総合的かつ計画的に展開している。

〔「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R7)
(1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保	DVと児童虐待が同時に起きている家庭のうち、要対協においてDV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	100%
(2) 若年層からの教育・啓発の充実	デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	75%以上
(3) 地域での暴力被害の早期発見・相談	DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、どこに相談したらよいか分からなかった人の割合	0% (R5)
(4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合	100%

〔「広島県困難な状況にある女性の支援計画」の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R7)
(1) 早期に相談しやすい環境の整備	女性相談に関する情報へのアクセスユーザー数	5,000人
(2) 一時保護機能の見直し	通信機器の使用や通学・通勤等外出の制約が緩和された一時保護委託先の数	3施設
(3) 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備	支援調整会議が設置され、支援対象者が包括的で継続的な支援を受けられる体制が整備された市町数	9市町

〔事業の内容〕

1 相談体制の整備（予算額 34,828千円）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、4か所の県こども家庭センター（支所を含む）に女性相談支援員（旧：婦人相談員）計8人を配

置し、必要な相談及び指導を行うとともに、女性相談支援センターの機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。(昭和 31 年度創設)

第 1 表 こども家庭センター及び市女性相談支援員（旧：婦人相談員）の相談受付状況

(単位 件)

区 分	県こども家庭センター		市女性相談支援員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
令和 6 年度	3,074	631	4,441	2,181	7,515	2,812
令和 5 年度	2,945	690	4,233	2,357	7,178	3,047
令和 4 年度	2,774	637	4,384	2,542	7,158	3,179

(注) 市女性相談支援員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、熊野町に配置されている市女性相談支援員（計 18 人）が扱った件数合計 [一部 1/2 の国庫補助あり]

2 女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）への保護委託（予算額 78,507 千円）

施設入所による保護及び自立支援等が必要な者について、女性自立支援施設への委託により、必要な支援を行う。(昭和 32 年度創設)

第 2 表 女性自立支援施設への保護委託状況

(単位 人)

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	支援対象者本人	同伴乳幼児	支援対象者本人	同伴乳幼児	支援対象者本人	同伴乳幼児
令和 6 年度	14	1	1,572	14	6	1
令和 5 年度	9	2	1,616	299	7	0
令和 4 年度	6	2	900	527	5	2

(注) 広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国 1/2、県 1/2]

3 暴力被害女性支援体制整備事業（予算額 31,158 千円）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての県こども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。(平成 13 年度創設)

第 3 表 暴力被害女性支援体制整備事業の内容

区 分	事 業 内 容
発生予防・早期対応	○DV・デートDVに関する意識啓発
発 生 後 の 支 援	○休日・夜間電話相談員の配置 ○通訳の確保 ○職員研修等の充実 ○同伴児童対応職員の配置 ○一時保護の実施等 ○一時避難場所を確保する市町への補助 ○被害者移送交通費等 ○人身取引被害者医療費
アフターフォロー	○カウンセリングの実施 ○関係機関連絡会議の開催 ○民間活動団体への補助

[一部 1/2 の国庫補助あり]